

運営規程に最低限定めなければならない事項

サービス (注1)	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	療養介護	生活介護 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援B型	就労継続支援A型	短期入所	重度障害者等 包括支援	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援
1 事業の目的及び運営の方針	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 従業者の職種、員数及び職務の内容 (注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 営業日及び営業時間	○	/	○	○	/	/	○	○	/	○
4 利用定員	/	○ (注10)	○ (注15)	○ (注15)	○ (注17) (空床利用型を除く)	○ (注18) (提供可能利用者数)	/	/	○ (注21) (入居定員)	/
5 サービス(※)の内容並びに支給決定 障害者等から受領する費用の種類及 びその額 (注3)	○ (注9)	○ (注11)	○	○	○	○ (注19)	○	○	○ (注22)	○ (注23)
6 生産活動の内容、賃金及び工賃並び に利用者の労働時間及び作業時間	/	/	/	○ (注4)	/	/	/	/	/	/
7 通常の事業の実施地域 (注5)	○	/	○ (注16)	○ (注16)	/	/	○	○	/	○
8 サービス利用に当たっての留意 事項	/	○ (注12)	○	○	○	/	/	/	○ (入居に当たって の留意事項)	/
9 緊急時等における対応方法	○	○	○	○	○	○	/	/	○	/
10 非常災害対策	/	○ (注13)	○	○	○	○	/	/	○	/
11 事業の主たる対象とする障害の種類 を定めた場合には当該障害の種類 (注6)	○	○	○	○	○	○ (注20) (事業の主たる対象 とする利用者)	○	○	○	○
12 虐待の防止のための措置に関 する事項 (注7)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 その他運営に関する重要事項	○	○ (注14)	○	○	○ (注8)	○	○	○	○ (注8)	○

※ 「サービス」にはそれぞれのサービス名称を規定する。

【解釈通知に規定されている留意事項】

- 注1 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。
- 注2 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。
- 注3 支給決定障害者等から受領する費用の額とは、サービスに係る利用者負担額のほかに、基準により支払を受けることが認められている費用の額を指す。
- 注4 指定就労継続支援A型事業において実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。また、生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の記載とすることができる。
- 注5 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。
- 注6 障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの提供に当たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができる。この場合、当該対象者から利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
- 注7 利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置（具体的には、ア. 虐待の防止に関する責任者の選定 イ. 成年後見制度の利用支援 ウ. 苦情解決体制の整備 エ. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)、オ. 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等に関すること等）について定めること。
- 注8 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第二の三に規定する地域生活支である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の2の(1)で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。
- 注9 「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、通院介助、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助(以下「通院等乗降介助」という。)のサービスの内容を指す。
- 注10 利用定員は、指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数と同数とすること。なお、複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとに利用定員を定める必要がある。
- 注11 「指定療養介護の内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。
- 注12 利用者が指定療養介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入院期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指す。
- 注13 「非常災害対策」とは、基準に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指す。
- 注14 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続及び苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。
- 注15 利用定員は、事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。なお、複数のサービスの単位が設置されている場合にあっては、当該サービスの単位ごとに利用定員を定める必要がある。
- 注16 利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑なサービスの利用が図られるよう、事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要がある。
- 注17 空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあっては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。
- 注18 サービス提供責任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し、あらかじめ指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を定めておく必要がある。
- 注19 「指定重度障害者等包括支援の内容」とは、当該事業所が、自ら又は第三者に委託することにより指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉サービスのサービスの内容を指す。
- 注20 指定重度障害者等包括支援の対象者は、Ⅰ類型からⅢ類型に分類されるが、これらの類型ごとに対象者像は大きく異なり、サービス利用計画を作成する上で、サービス提供責任者に求められる専門性が異なる場合も想定されるため、サービス提供責任者の適性や配置状況等によっては、専門性を確保する観点から、事業の主たる対象を、これらの類型のうち一部に特定して事業を実施することも差し支えない。
- 注21 入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならない。なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるため、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。
- 注22 指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。
- 注23 「サービスの内容」については、相談支援の提供方法(相談を受ける場所、課題分析の手順等)及び内容を記載すること。